

要介護認定・要支援認定申請にマイナンバーが必要です

【必要なもの】

	被保険者本人が申請	家族が代理で申請
①申請書	必要(主治医氏名はフルネームで記入)	
②介護保険被保険者証	必要	
③かいごの問診票	必要(提出希望者のみ)	
④健康保険証	65歳以上の方：持参は必要ありませんが、可能であれば申請書にご記入ください。 65歳未満の方：必要	
⑤被保険者本人のマイナンバー確認書類	次のいずれか ・マイナンバーカード ・通知カード ・住民票の写し(マイナンバー付)	次のいずれか又はその写し ・マイナンバーカード ・通知カード ・住民票の写し(マイナンバー付)
⑥本人確認書類	必要	必要(家族のもの)
	1点でよい主なもの…マイナンバーカード・運転免許証 運転経歴証明書・身体障害者手帳	
	2点必要な主なもの…介護保険被保険者証・介護保険負担割合証健康保険証・年金手帳	
⑦申請委任の書類		次のいずれか ・介護保険被保険者証又は健康保険証(被保険者本人のもの) ・「要介護・要支援認定更新のお知らせ」の通知書 ・委任状

◎紛失等により、⑤～⑦の書類がない場合は、長寿課にお問合せください。

◎認定申請が2回目以降の方は、⑤～⑦の書類は不要で、申請書にマイナンバーの記載も必要ありません。

ケアマネジャー等が申請を代行する場合

- ・被保険者本人の申請に関する判断が困難等で、ケアマネジャー、介護保険施設職員が申請を代行する場合は、⑤～⑦の書類は不要で、申請書にマイナンバー及び健康保険証の記載も必要ありません。

【問い合わせ先】

刈谷市役所長寿課 介護認定給付係 電話0566-62-1013